

静岡県中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、県内中小企業者等の採用力強化を図るため、中小企業等奨学金返還支援事業を実施する支援事業者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「中小企業等奨学金返還支援事業」とは、県、市町及び中小企業者等（支援事業者に該当する者に限る。）の三者が連携して、奨学金を返還中又は将来において返還することが確定している従業員（支援対象者に該当する者に限る。）の奨学金返還を支援する事業をいう。
- (2) この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等をいう。
- (3) この要綱において「市町」とは、県内の市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）をいう。
- (4) この要綱において「奨学金」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
 - イ 地方公共団体、大学、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金。ただし、静岡県医学修学研修資金、静岡県看護職員修学資金貸付金、静岡県保育士修学資金貸付金、静岡県介護福祉士修学資金貸付金その他の学資金で、特定の職種へ就職した場合又は特定の地域に居住した場合その他一定の要件に該当した場合に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く。
- (5) この要綱において「支援事業者」とは、従業員の奨学金返還を支援するため、従業員に対して手当等として金銭を支給し、又は、従業員に代わって奨学金貸与機関に対して奨学金の返還を行う中小企業者等をいい、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 静岡県内に本店又は主たる事務所を有する者
 - イ 市町に対し、中小企業等奨学金返還支援事業に係る補助金を申請する日の3年前から当該申請する日の前日までの間に、労働関係法令に違反していない者
 - ウ 静岡県税及び県内の市町村税に未納がない者
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的なものは除く。）又は性風俗特殊営業を営む者でないこと。
 - オ 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、暴力団又は暴力団員等と関係を有する者でないこと。
- (6) この要綱において「支援対象者」とは、支援事業者を採用され、静岡県内の事業所に勤務している雇用期間の定めのない従業員（試用期間を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 支援事業者に雇用された日（以下「雇用日」という。）において、奨学金を返還中であること、又は

将来において返還することが確定していること。

イ 支援事業者が従業員の奨学金返還を支援する制度を設けた日、静岡県中小企業等奨学金返還支援事業を実施する支援事業者に補助する市町において、当該補助金の交付に係る要綱等が施行された日又はこの要綱の施行日のいずれか遅い日以降に採用された者であること。

ウ 支援事業者から奨学金返還の支援を受ける日の属する年度の3月31日において、35歳以下であること。

エ 雇用日の属する年度の初日から5年を経過した者でないこと。

オ 事業主と同居している3親等以内の親族でないこと。ただし、勤務実態及び勤務条件が当該者以外の従業員と同様であると認められる場合は、この限りでない。

カ 役員その他の事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。

キ 中小企業等奨学金返還支援事業を実施する市町が、支援対象者の要件として、当該市町の区域内に居住する要件を別に定めた場合は、当該要件に合致した者であること。

ク その他、支援対象者とすることが適当でないことと知事が認めた者でないこと。

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

支援事業者が行う1月から12月までの期間における中小企業等奨学金返還支援事業に要する経費について、市町が支援事業者に補助する場合における当該補助に要する経費。

(2) 補助率（額）

支援対象者1人当たり、支援事業者が行う(1)に掲げる事業に要する経費の3分の1の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の2分の1以内。ただし、支援対象者が当該年において奨学金の返還に要し、又は返還することとされている額の合計額の6分の1以内とし、4万円を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

市町が、支援事業者に対して交付の決定をする日又は交付の決定をする日の属する年度の12月15日のいずれか早い日まで。

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 市町長が補助金の交付の決定をする場合においては、(1)から(3)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)及び(2)の事項中「知事」とあるのは、「市町長」と読み替えるものとする。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)イにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 その他

この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。
- 2 令和7年度分の補助金については、第3(1)中「1月から12月まで」とあるのは「令和7年10月から令和8年3月まで」、第4(2)中「交付の決定をする日の属する年の12月15日」とあるのは「令和8年3月15日」と読み替えるものとする。また、令和8年度分の補助金については、第3(1)中「1月から12月ま

で」とあるのは「令和8年4月から令和8年12月まで」と読み替えるものとする。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

静岡県中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

年度において中小企業等奨学金返還支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

- (1) 金額 円
(2) 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

| 区 分 | 内 容 | 実施（予定）時期 | 備考 |
|-----|-----|----------|----|
| | | | |

2 事業完了（予定）年月日

年 月 日

（注1）「区分」については、概算払いの場合はその旨、実際に申請があった場合は申請企業名を記載すること。

（注2）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

| 区 分 | 予 算 額 (変更予算額) (決 算 額) | (予 算 額) | 比 較 | | 備 考 |
|-----|-----------------------------|---------|-----|----|-----|
| | | | 増 | △減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

2 支出の部

| 区 分 | 予 算 額 (変更予算額) (決 算 額) | (予 算 額) | 比 較 | | 備 考 |
|-----|-----------------------------|---------|-----|----|-----|
| | | | 増 | △減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

静岡県中小企業等奨学金返還支援事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた中小企業等奨学金返還支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた中小企業等奨学金返還支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

| | |
|---------|-------|
| 事業名 | |
| 事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 事業実施内容 | |

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた中小企業等奨学金返還支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名